

新型コロナウイルス感染症の予防に対応した、二級・木造建築士の各種手続きについて

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、二級・木造建築士（長野県登録）に係る各種手続きにおいて感染予防のため、当面の間対面による受付を極力減らすこととし、**郵送による申請受付・免許交付**を行うことと致しますのでご協力をお願い致します。

なお、できるだけ郵送をご利用いただき、窓口にお越しいただく場合はマスクの着用とアルコール消毒液等による手指の消毒をお願い致します。

■免許の申請について

【窓口にて申請する場合の必要書類等】

- ①二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は[各手続のページ](#)をご確認ください。）
- ②本人確認ができる公的な身分証明書（運転免許証・パスポート等）コピー（郵送交付希望者のみ）
- ③レターパックプラス（赤色）（免許交付用）（郵送交付希望者のみ）

【郵送にて申請する場合の必要書類等】

- ①二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は[各手続のページ](#)をご確認ください。）
※合格通知書、建築士免許証（免許証明書）は原本ではなく、コピーをお送りください。
（建築士死亡等届・取消申請・失踪届の場合、原本をお送りください。）
 - ②本人確認ができる公的な身分証明書（運転免許証・パスポート等）コピー
※公的な身分証明書の写しが添付されていない場合は申請の受付ができません。
 - ③レターパックプラス（赤色）（免許交付用）
- ①～③を**レターパックプラス（赤色）**または**簡易書留にて送付先へ郵送してください。**

【送付先】 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1 2階
(公社)長野県建築士会 TEL 026-235-0561

※レターバックライト（青色）は郵便受けへ投函されるため使用できません。

※レターバックプラス（赤色）（免許交付用）の送付に変えて、宅配便「着払」も可能ですのでご要望がある場合はご連絡ください。

■免許の交付について

【窓口による交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑（認印可）、旧免許（新規登録・再交付申請（亡失のみ）を除く）、公的な身分証明書（運転免許証・パスポート等）をご準備いただき、窓口へお越しください。

【郵送による交付の場合】

登録が完了し免許証明書の準備ができましたら、次の方法により送付いたします。

- ・レターパックプラス（申請時に添付があった方のみ）
- ・宅配便「着払」

建築士免許証明書は登録のご住所へお送りいたします。

申請および交付に係る送料は申請者ご自身の負担となります。

※申請時に郵送交付希望以外で、郵送を希望される場合は、公的な身分証明書（運転免許証・パスポート等）の写しを先に送付してください。

■旧免許の返却について

【郵送にて免許証明書を受領された方のみ】

建築士免許証明書に同封の受領書（自署・押印）および旧免許（新規登録・再交付申請（亡失のみ）を除く）を10日以内に返送してください。

※旧免許はレターパックプラス（赤色）または簡易書留等追跡が可能なもので送付してください。